⑻　別紙⑽は、次の事項について記載すること。

［ア・イ　略］

［⑼　略］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

40　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

41　無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表の定める規格の用紙とする。

42　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

［削る］

⑻　別紙⑽は、次の事項について記載すること（各事項の細目については、特に示すものを除くほか、21の欄の別紙の様式に準じて記載すること。）。

［ア・イ　同左］

［⑼　同左］

40　37の欄の記載は、次によること。

⑴　４の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

⑵　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第２項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

⑶　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第６条の４の２で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。

⑷　その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

41　39の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

42　40の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

43　41の欄は、受信のみを目的としている無線設備を有している場合に限り、その設置場所を、移動する受信設備にあつては、移動範囲を記載すること。

44　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

45　無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式の定める規格の用紙とする。

46　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第６　人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。